

中津高等学校（定時制） 非常変災時の対応について

1 令和8年度からの本校の非常変災時の対応

令和8年出水期（5月下旬）より、非常変災時の対応を以下の通りとします。

- ① レベル3以上の警報が発表された場合は、自宅待機、臨時休業、保護者引渡し等の対応を行います。
- ② 洪水警報から氾濫警報に変わり、河川（洪水予報河川）ごとの発表になります。
- ③ 氾濫警報以外については、学校が所在する市町村や居住している市町村での警報発表に応じて、自宅待機等の対応をとることとなります。

2 気象警報への対応

(1) **登校前に警報発表**

① 午後3時以前に警報発表された場合

以下に従い、自宅又は指定緊急避難所等の安全を確保できる場所で待機してください。*

気象警報	発表河川・市町村	対象児童生徒
レベル3 氾濫警報以上	発表されている全ての洪水予報河川	警報が発表されている洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に居住する生徒
氾濫警報以外の レベル3以上の 警報	中津川市	全ての生徒
	中津川市以外の市町村	警報が発表されている市町村に居住する生徒

*居住地に警報が発表されていなくても、登校に危険が生じる可能性がある時は、安全な場所で待機をしてください。

② 午後3時まで警報解除された場合

→通常の授業を実施します。この場合であっても、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合や、交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校しないこととします。その際は、必ず学校に連絡してください。当該生徒は出席停止の扱いとします。

③ 午前3時に警報が継続して発表されている場合

ア 中津川市（学校所在地）に警報が発表されている場合

→その日を臨時休校とし、生徒は家庭学習を行うこととします。

イ 中津川市（学校所在地）に警報が発表されていないが、生徒が居住する地域または通学する経路に警報が発表されている場合

→その地域の生徒は登校せず家庭学習を行うこととします。この場合、学校では授業が行われませんが、当該生徒は出席停止の扱いとします。

(2) **午後3時以降（登下校中）に警報発表**

自宅や学校、指定緊急避難場所等いずれか近い場所に移動してください。

(3) **登校後に警報発表**

- ① 校内で安全が確保できる場所にそのまま待機し、警報が解除された後に下校することを原則としますが、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地等において、被害がない、または軽微であり、かつ安全が確認できる場合は下校することもあります。また、成人している生徒や家ごく近い生徒などは、本人と学校が協議して対応を決めることがあります。

- ② 状況によって、ご家庭にお迎えをお願いして下校することがあります。
- ③ 状況によって、下校時刻を変更することがあります。
- ④ 上記②、③の場合は、学校から保護者等に連絡をします。
- ⑤ 上記③により下校した場合は、生徒は自宅等へ到着したことを次の方法により学校へ連絡してください。
 - ・ 「すぐーる」による下校の確認連絡が送信されている場合は、そのアンケートに返信することにより報告する。
 - ・ その他の場合は、学校へ電話で連絡をする。
電話（定時制直通） 0573-66-1313

3 地震発生時の対応

(1) **震度5弱以上の地震発生時**

- ① 登校前に発生
 - ア 自宅又は指定緊急避難場所等の安全を確保できる場所に待機してください。
 - イ 学校の休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地等の安全を確認した上で、学校から連絡します。
 - ウ 学校から「すぐーる」または電話等により、安否確認の連絡を行います。
- ② 登下校中に発生
 - ア 広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅や学校、指定緊急避難場所等に移動してください。
 - イ 学校の休業及び授業開始等については、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地等の安全を確認した上で、学校から連絡します。
 - ウ 学校から「すぐーる」または電話等により、安否確認の連絡を行います。
- ③ 登校後に発生
 - ア 発生時にあつては、学校の危機管理マニュアルに則り、安全確保に努めます。
 - イ 校内の安全が確保できる場所に待機することを原則としますが、公共交通機関の運行、学校周辺や通学経路及び生徒の居住地等において、被害がない、または軽微であり、かつ安全が確認できる場合は下校することもあります。また、成人している生徒や家のごく近い生徒などは、本人と学校が協議して対応を決めることがあります。
 - ウ 状況によって、ご家庭にお迎えをお願いして下校することがあります。この場合は、学校から保護者等に連絡をします。
 - エ 上記により下校した場合は、生徒は自宅等へ到着したことを次の方法により学校へ連絡してください。
 - ・ 「すぐーる」による下校の確認連絡が送信されている場合は、そのアンケートに返信することにより報告する。
 - ・ その他の場合は、学校へ電話で連絡をする。
電話（定時制直通） 0573-66-1313

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表時

① 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時

ア 本校が土砂災害特別警戒区域に該当する場合

- ・休業を原則とします。
- ・休業及び休業期間は、教育長が決定します。
- ・休業期間経過後は、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。

イ 本校が土砂災害特別警戒区域に該当しない場合

- ・日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震に注意した行動をとり、通常どおり授業を行うことを原則とします。ただし、必要と認めた場合は、休業及び休業期間を決定します。

ウ ア、イの場合において、通常どおり授業を行う場合でも次のa～cに該当する生徒は、安全を確保できる場所に待機することを原則とします。待機又は待機場所からの登校については、校長が決定します。

- a 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、土砂災害特別警戒区域に居住する生徒
- b 海拔ゼロメートル地帯において、後発地震発生に伴う堤防沈下によって、河川水の越流により30cm以上の浸水が30分以内に生じることが想定される地域に居住する、避難行動要支援者に当たる生徒
- c 南海トラフ地震防災対策推進地域のうち、耐震性の不足する住宅に居住する生徒

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時

- ・日頃からの地震への備えを再確認し、後発地震に注意した行動をとり、通常の授業を行うことを原則とします。

③ ①のアにおいて教育長が休業を決定した場合、及び①のウにおいて校長が安全を確保できる場所に待機することを決定した場合は、次のとおり学校から連絡をします。

- ア 登校前に決定した場合は、「すぐーる」で、生徒及び保護者に連絡します。
- イ 登校途中に決定した場合は、「すぐーる」で、生徒及び保護者に連絡します。生徒は直ちに安全を確保できる場所に待機してください。その際には「すぐーる」による安否確認に確実に返信してください。
- ウ 登校後に決定した場合は、「すぐーる」で、保護者に連絡します。公共交通機関の運行、学校周辺や通学路等の安全及び生徒の居住地域等の安全を確認の上、下校します。この場合、3（1）③エに示したものと同一要領で自宅等へ到着したことを学校へ連絡してください。

(3) 土砂災害（特別）警戒区域について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時は、南海トラフ地震防災対策推進地域内の土砂災害特別警戒区域では、避難指示が出されることがあります。また、大きな地震の発生後は地盤が緩んでいることが想定されるため、気象警報の基準を引き下げて運用することがあります。

また、土砂災害警報が発表された際には、土砂災害（特別）警戒区域では事前の避難などが求められることがあります。自宅が土砂災害（特別）警戒区域に該当をしているかについても必ず確認をしてください。

4 氾濫警報の洪水予報河川と洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）を含む市町村

新たな気象警報の運用に伴い、大雨・土砂災害・大雪・暴風・暴風雪は、従来通り、市町村単位での発表となりますが、河川氾濫については、河川（洪水予報河川）ごとの発表となります。

「洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について」を参考にして、学校や自宅が洪水予報河川の洪水浸水想定区域（想定最大規模・L2）に含まれる場合は、自宅での待機または指定緊急避難所等の安全を確保できるところへの避難となります。中津川市や恵那市は該当していませんが、今後、洪水予報河川となっていない河川についても、今後、洪水予報河川への移行が促進されます。各市町村のハザードマップ、気象庁のホームページなどで適宜最新の情報をご確認ください。

中津川市：<https://www.city.nakatsugawa.lg.jp/soshikikarasagasu/bosai/2/2/11751.html>

恵那市：https://www.city.ena.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai_anshinanzen/shobo_bosai/17985.html

洪水予報河川の洪水浸水想定区域に含まれる地域の確認について

- ① 表1の「氾濫により浸水が想定される地区」に居住地の市町村が含まれているかを確認してください。
- ② 以下を参考に、居住する市町村のハザードマップで洪水浸水想定区域を確認する。
※計画規模（L1）、想定最大規模（L2）で区分されている場合は、想定最大規模（L2）のハザードマップにて確認してください。
- ③ 浸水被害が発生した際の避難先についてもハザードマップで確認をしてください。
- ④ 土砂災害（特別）警戒区域についても同様に各自治体のハザードマップにて確認をしてください。

【表1】 岐阜県内の氾濫警報の対象となる河川（洪水予報河川）（令和8年3月時点）

対象河川	およその範囲	氾濫により浸水が想定される地区
木曽川中流	今渡ダム直下（A）～上下流管理境界（G）	岐阜市・羽島市・各務原市・岐南町・笠松町・美濃加茂市・可児市・坂祝町
木曽川下流	上下流管理境界（G）～河口	海津市
長良川上流	美濃市曾代（B）～岐阜市日野・長良（C）	岐阜市・美濃市・関市
長良川中流	岐阜市日野・長良（C）～上下流管理境界（G）	岐阜市・羽島市・各務原市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町 大垣市・海津市・輪之内町・安八町
長良川下流	上下流管理境界（G）～揖斐川合流点（I）	羽島市・海津市
揖斐川中流	川口橋（E）～上下流管理境界（H）	瑞穂市・大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・揖斐川町・大野町・池田町
揖斐川下流	上下流管理境界（H）～河口	海津市
根尾川	本巣市山口（D）～揖斐川合流点（F）	瑞穂市・大垣市・神戸町・安八町・大野町
飛騨川	下呂市萩原町宮田（L）～下呂市小川（M）	下呂市
庄内川（土岐川）	土岐市（J）～多治見市（K）	多治見市・土岐市
宮川	高山市国府町村山・三川（N）～飛騨市古川町谷（O）	高山市・飛騨市

【木曽川・長良川・揖斐川における上・中・下流のおよその区間】

